

# 集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要領

〔平成21年5月29日付け21経営第981号〕  
農林水産省経営局長通知

## 第1 事業の実施内容

- ① 本事業のうち、集落営農法人化等緊急整備事業（以下「整備事業」という。）の補助対象施設として、集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第980号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（1）の経営局長が別に定めるものは、別表1の2に掲げる補助対象施設等とする。
- ② 本事業の事業実施主体として実施要綱第3の2の経営局長が別に定めるものは、別表1の1の事業種目別要件の事業種類及び事業内容ごとに定める事業実施主体とする。

## 第2 事業の実施手続

### 1 集落営農法人化等支援計画の作成及び認定の手続等

#### (1) 集落営農法人化等支援計画の作成

- ① 集落営農法人化等支援計画（以下「支援計画」という。）は、様式第1号により作成するものとする。
- ② 支援計画に記載する「整備する施設等の内容」は、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう別表2に定める施設等別の上限建設費に留意しつつ、整備事業の事業実施主体と連携しながら作成するものとする。
- ③ 成果目標については、次に掲げる項目のいずれかについて、事業実施年度から3年目を目標年度とした数値目標を定め、達成するものとする。  
ただし、イの集落営農の法人化に係る成果目標について、水田・畑作経営所得安定対策（水田・畑作経営所得安定対策実施要綱（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）第1に定められた水田・畑作経営所得安定対策に加入し、既に農業生産法人化計画を作成している場合には、目標年度は、当該計画の目標年度とする。  
なお、既に設立された集落営農組織については、ア又はイの目標を設定したものとみなす。  
ア 集落営農の組織化  
定款又は規約があり、代表者の定めのある任意組織であって、法人化する計画を作成しているものを1つ以上設立すること。  
イ 集落営農の法人化  
農業法人を1つ以上設立すること。  
ウ 経営多角化  
次に掲げる目標のいずれか1つを設定すること。

- (ア) 当該組織全体の売上高を100万円以上増加させること。
- (イ) 経営の多角化に伴って導入する作物、加工品等の売上高を50万円以上増加させること。
- (ウ) 経営の多角化に伴って導入する特定の作物、加工品等の出荷量を5%以上増加させること。

## (2) 地域担い手育成総合支援協議会及び都道府県担い手育成総合支援協議会

- ① 実施要綱第3の1の(2)の②のイの経営局長が別に定める地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域協議会」という。）は、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局通知。以下「設置要領」という。）第1の3の(2)のウに基づき都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会をいう。
- ② 実施要綱第3の3の(2)の経営局長が別に定める都道府県担い手育成総合支援協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、設置要領第1の3の(2)のウに基づき都道府県知事の承認を受けた都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。

## (3) 支援計画の認定

- ① 実施要綱第3の4の(2)の①に基づき地域協議会（地域協議会が設置されていない地域にあっては市町村。以下同じ。）が都道府県協議会に対して行う支援計画の認定の申請は、様式第2号を提出して行うものとする。
- ② 実施要綱第3の4の(2)の②に規定する地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）との協議は、様式第3号を提出して行うものとする。
- ③ 実施要綱第3の4の(2)の②のウの経営局長が別に定める基準は、次のとおりとする。
  - ア 実施しようとする事業の内容が、成果目標の達成に直結するものであると認められること。
  - イ 整備事業にあっては、次に掲げる要件に該当すること。
    - (ア) 施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
    - (イ) 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
    - (ウ) 整備を予定している施設が、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設である場合には、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
    - (エ) 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、かつ、収支の均衡がとれていると認められること。

- (オ) 施設等別の投資費用及び規模が、上限建設費の範囲内で、必要最小限のものと認められること。
- (カ) 事業実施主体において自己負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- ウ 次の項目のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 申請後の事情の変化等により、事業の着手までに相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。
  - (イ) 過去において、当該地域で他の補助事業により施設等を整備している場合にあつては、その施設等の利用状況が適正であると認められないこと。

#### (4) 支援計画の変更

実施要綱第3の4の(2)の④の支援計画の重要な変更は、次のとおりとする。

- ア 整備事業に係る施行箇所及び設置箇所の変更
- イ 補助事業費の3割を超える変更
- ウ 施設等の新設又は廃止

上記に該当しない事業実施主体の変更及び事業内容の変更については、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案して行うことができるものとする。この場合には、地域協議会は、都道府県協議会へ届出を行い、都道府県協議会は、地方農政局長へ報告するものとする。

## 2 都道府県推進活動計画及び地域推進活動計画の作成及び認定

- (1) 都道府県推進活動計画は、様式第4号により作成するものとし、都道府県協議会から地方農政局長に対する計画の認定の申請は、様式第5号を提出して行うものとする。
- (2) 地域推進活動計画は、様式第6号により作成するものとし、地域協議会から地方農政局長に対する認定の申請は、様式第7号を提出して行うものとする。

## 3 集落リーダー育成・確保等支援活動の実施手順

集落リーダー育成・確保等支援活動は、次に定める手順で実施するものとする。

### (1) 都道府県段階の推進活動

- ア 都道府県協議会は、地域協議会や集落営農の組織化等を経験した集落リーダーを交えて、事業の効果的な実施手法等について検討するものとする。
- イ 都道府県協議会は、各地域協議会から集落リーダー及び地域コーディネーター（以下「集落リーダー等」という。）の派遣要望を確認するとと

もに、県内外へ赴いて派遣候補となる集落リーダー等に関する人材情報を収集・整理して、様式第8号により集落リーダー等情報簿を作成し、地域協議会へ情報提供するものとする。

ウ 都道府県協議会は、地域協議会からの要請を受けて、地域コーディネーターを派遣するものとし、派遣終了後、様式第9号により、派遣実績を報告するものとする。

エ 都道府県協議会は、本年度の派遣が終了した後、派遣を受け入れた集落の関係者、派遣された集落リーダー等を参集して、本活動の実施結果について、事例報告会を開催するものとする。

## (2) 地域段階の推進活動

ア 地域協議会は、集落リーダー等の派遣の受入れを希望する集落に対して、都道府県協議会から提供のあった集落リーダー等情報簿及び自ら収集した人材情報から適当と認められる者を選定して、派遣するものとし、派遣終了後、様式第10号により、派遣実績を報告するものとする。

イ 地域協議会は、集落リーダーの派遣に当たっては、あらかじめ、当該集落リーダーとその活動内容、派遣期間等について、調整するものとする。

ウ 地域協議会は、当該年度の派遣が終了した後、派遣された集落リーダーによる結果報告会を開催するものとする。

## 第3 事業実施状況の報告等

- 1 実施要綱第3の6の(1)の事業の実績報告は、様式第1号により作成し、平成22年4月末日までに、都道府県協議会を経由して、地方農政局長へ報告するものとする。
- 2 実施要綱第3の6の(2)の事業の実績報告は、都道府県協議会にあっては様式第4号により、地域協議会にあっては様式第6号によりそれぞれ作成し、都道府県協議会を経由して、平成22年4月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。

## 第4 事業評価について

- 1 実施要綱第3の7に定める成果目標の達成状況の評価は、様式第11号により作成し、成果目標の目標年度を限度に、その毎翌年度の4月末日までに都道府県協議会へ提出するものとし、都道府県協議会は、当該報告書に意見を付した上で、同年度5月末日までに地方農政局長へ報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、成果目標の達成が見込めない等事業効果の発現に問題がある場合等については、都道府県協議会及び地域協議会に対して指導・助言を行うものとする。

## 第5 事業完了後の措置

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業によって整備した施設等が良好な

状態で管理されるよう事業実施主体による利用状況等を的確に把握するとともに、当該施設等の利用率が低下している場合については、適切に利用するよう指導するものとする。

## 第6 助成

1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成するものとする。

### (1) 助成の種類

助成の種類は、補助とする。

### (2) 補助率等

#### ① 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のとおりとし、事業種目別の要件は、別表1の1の事業種目別要件に定めるとおりとする。

ア 集落営農法人化等緊急整備事業に係る補助事業費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、事業地区及び事業の実情に即した適正な現地実行単価により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施行費の全額又はそのうち資材費のみを補助の対象とすることができる。

イ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本対策に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

ウ 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地区の実情に即し必要があると認められる場合は、新築整備のほか、増築、改築、併設又は合体の整備及び古品古材の利用による整備を補助の対象とすることができるものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。

エ 補助の対象とする施設等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

オ 既存の共同利用施設等の更新（当該既存の施設等の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は、補助の対象としないものとする。

#### ② 補助率

事業種目毎の補助率は、別表1の1の事業種目別要件に定めるとおりとする。

附 則 この通知は、平成21年5月29日から施行する。